

文部科学省における再就職等問題に係る調査報告
(中間まとめ)

平成２９年２月２１日
文部科学省再就職等問題調査班

<目 次>

I. はじめに.....	1
II. 特定OB（嶋貫氏）を介した再就職あっせんの構造解明について.....	3
III. 再就職等監視委員会から指摘された個別事例について.....	9
IV. その他調査の進捗状況と今後の取組.....	29
参考資料.....	30

I. はじめに

(1) 経緯等

文部科学省は、再就職等監視委員会より、文部科学省現職職員による早稲田大学に対する他の役職員についての依頼等の規制に違反する行為や、元文部科学省高等教育局長による在職中の求職の規制に違反する行為等が疑われる事案、文部科学省職員が関わった再就職事案等について調査結果の通知を受けるとともに、国家公務員法第106条の18第1項に基づく任命権者による調査を行うことが求められた。

(再就職等監視委員会委員長通知「調査結果の通知等について」(平成29年1月19日付府再第7号))

この任命権者調査の要求を受けて、1月23日、文部科学大臣の下に、再就職等問題調査班を設置し、任命権者たる文部科学大臣による調査を開始した。2月2日には、同班に第三者である有識者4名を特別班員として委嘱し、①組織的なあっせん構造に関する調査、②再就職等監視委員会の報告に基づく職員の関与した事例の調査、③全職員への調査、④退職者への調査のうち、まずは①を優先して調査することとした。

具体的には、再就職等監視委員会の調査報告書及びこれまで文部科学省の調査で収集された資料等を踏まえ、再就職等監視委員会が指摘した組織的なあっせん構造に関し、前川喜平前文部科学事務次官、国家公務員法の改正以降の歴代文部科学省人事課長や人事課職員、文部科学省退職者の嶋貫和男氏らに対するヒアリングを行い、文部科学省退職者の再就職がどのように扱われてきたか、その全体構造について、改正国家公務員法の施行時(平成20年12月31日)から現在に至るまで、時系列で把握することとし、2月6日時点で把握できた範囲での事実等を整理し公表した。(2月6日文部科学省再就職等問題調査班公表「特定OBを介した再就職等あっせんの構造について―現時点で把握できた事実等の整理―」)

(2) 中間まとめについて

2月10日以降には、再就職等問題調査班の体制を強化するため、新たな調査班員(弁護士11名)が参画して、再就職等監視委員会の報告書に記載のある文部科学省職員や、退職者、関係する法人や関係者等、合計65名と25団体にヒアリング等を行うとともに、文部科学省関係職員のメールについて調査を行うなど、組織的なあっせん構造の更なる調査や、再就職等監視委員会の報告に基づく職員の関与した事案の調査、これらを通じて判明した新たな事実についての調査を進めてきた。

これらの調査は、特別班員(有識者)の経験や知見を活かすとともに、関係者にヒアリングを実施する際には、特別班員(有識者)や調査班員(弁護士)が同席し、質疑を主導した。

本中間まとめは、このような調査方法や内容等により、上記の①、②の調査を中心として、関係者へのヒアリングの結果等を踏まえて事実関係を整理し、国家公務員法の再就職等規制に違反するか否か、これまで判明した事実等をまとめたものである。

また、再就職等規制違反等の徹底した調査を進めるため、別途、文部科学省全職員に対する調査を行うとともに、再就職等規制の制度改正以降の文部科学省退職者に対して調査を開始した。

今後の調査の進展に応じ、3月末を目途に最終報告をまとめ、国家公務員法第106条の17第3項に基づいて、再就職等監視委員会に報告することになっている。

今後の調査の過程で、組織的あっせんに関わった職員、規制違反のあった職員等については、確認された事実に基づき、厳正な処分を行うことが適当であると考え

Ⅱ. 特定ＯＢ（嶋貫氏）を介した再就職あっせんの構造解明について

＜２月６日以降の取組＞

特定ＯＢ（嶋貫氏）を介した再就職あっせんの構造解明に向けて、２月６日までの調査の過程で存在が確認された「再就職支援業務について（２５．９．１１付資料）」について、その作成過程や内容の事実関係を確認するため、関係者からのヒアリングを行った。

併せて、再就職等監視委員会の報告書で指摘のあった個別事案に係る調査と並行して、構造解明に向けた関係者からの追加ヒアリング等を行った。

１．「再就職支援業務について（２５．９．１１付資料）」について

ヒアリングの結果からは、「再就職支援業務について（２５．９．１１付資料）」（以下、「資料」という。）は、教職員生涯福祉財団（以下、「財団」という。）を退職後の嶋貫和男氏が文部科学省ＯＢの再就職あっせん活動を継続できる環境をつくるため、文部科学省人事課と嶋貫氏が共同して作成した対応案であると推測される。

ヒアリングを通して、資料の作成過程や内容の事実関係について確認されたものは以下のとおりであった。（注：官職は当時のもの）

○ 資料の作成過程について

作成にあたっては、人事課調査官（以下、「調査官」という。）から指示を受けた人事課任用班職員が、調査官から渡されたメモをワープロで清書し、そのファイルを調査官にメールで送信した。資料は、調査官が、これに若干の修正を加えた上で、清水潔氏（財団顧問弁護士・元事務次官）からの問い合わせに答える形で、清水氏に送信したものである。

この内容は、調査官から伯井美德人事課長、山中伸一事務次官へと報告された。調査官や任用班職員としては、資料の内容は嶋貫氏の意向を反映させたものと受け止めていた。

清水氏としては、９月１３日に財団の國分正明理事長（元事務次官）や金森越哉事務局長兼専務理事（元文部科学審議官）と会食する機会があったが、資料の内容が國分理事長の意向に沿っていないと考え、この資料を見せることはなかったとのことである。

○ 資料１枚目〔国大協サービスの見解〕について

平成２４年５～６月頃、前川喜平官房長から有限会社国大協サービス社長に対し、再就職あっせんを行わないか打診があった。同年７月に、国大協サービス社長は、営利企業でありボランティアベースの再就職あっせんは困難であるとともに、保険代理店業にしっかり取り組みたいとの理由で断った。その後、平成２５年８月頃、伯井人事課長から国大協サービス社長に対し再度話があったが、同様の理由で断っている。

○ 資料１枚目〔文部科学省の方向性〕について

２月６日付「特定ＯＢを介した再就職等あっせんの構造について」にあるとおり、人事課長や調査官は、嶋貫氏による再就職あっせんが継続されないと困ると考えており、その環境づくりのため「嶋貫氏が週２日程度の保険会社顧問に就任し、残りの３日間で再就職支援業務をボランティアベースで行う」という対応案を考えたと推測される。

○ 資料１枚目〔教職員生涯福祉財団の見解〕について

平成２１年７月の嶋貫氏の財団審議役への就任については、再就職規制導入前に当時の調査官があっせんしたと認められる。嶋貫氏は、審議役として、教職員の退職後の社会貢献活動に関する新たな事業の企画をしつつ、財団業務とは別に、再就職あっせんを行っていた。

平成２４年４月に就任した國分理事長としては、嶋貫氏が財団内で文科省ＯＢの再就職あっせんを行うことについては、財団の業務との誤解を招きかねず、また財団の構成員の信頼を損ねることから、再就職あっせんをやめるか、続けるのであれば財団外で行うべきと考えた。

國分理事長は、平成２４年４月以降、遅くとも２５年６月までには、このような意向を金森事務局長（平成２５年６月に専務理事に就任し事務局長と兼務となった。）や嶋貫氏に伝えた。専務理事に就任した金森氏は、國分理事長の意向を踏まえ、調査官にこの旨を相談した。

調査官は、嶋貫氏による再就職あっせんは、ＮＰＯとして実施する一方、出版事業等を財団から文教協会又は国大協サービスに業務委託を行うという案を検討した。金森専務理事は、この情報を清水氏と共有したが、財団の意向に沿うものではなかったため、実現されなかった。

嶋貫氏を退職させる旨は、平成２５年６月の財団評議員会において、國分理事長から評議員会議長である井上孝美氏（元事務次官）に報告したが、同年９月から約半年間、井上氏が体調不良により面会できる状況になく、「９月１３日に國分理事長から井上前放送大学教育振興会会長に相談する」ことはなかった。

○ 資料２枚目〔井上前放送大学教育振興会会長に提案する対応案〕について

上記のとおり、井上氏には資料にあるような提案が行われたことは認められない。実際には、嶋貫氏が平成２６年１月に任意団体として「文教フォーラム」を立ち上げる一方、文教協会として、新たな火災保険事業等を展開するため、人事課ＯＢの嶋貫氏を参与として分室に配置した。

参与を補佐するスタッフの給与（年間約４００万円）は、保険業務について関連がある財団が負担し、執務室賃料（年間約３００万円）は文教協会が負担したが、執務室において文教フォーラムとしての活動も行うことを考慮し、嶋貫氏は平成２５～２７年の３年間で計１，１５０万円を文教協会に寄付している。

保険会社顧問ポスト案については、嶋貫氏を中心とした再就職あっせんの中で実現されたものと考えられる。

具体的には、第一生命保険株式会社顧問であった工藤智規氏（元公立学校共済組合理事長・元文部科学審議官）が、平成26年3月に退任する意向があり、同組合の事務局長に、第一生命から後任候補者の情報提供の求めがあったことから、玉井日出夫同組合理事長（元文化庁長官）が嶋貫氏に依頼した。

嶋貫氏は、第一生命顧問の後任に明治安田生命保険相互会社顧問であった遠藤昭雄氏（元国立教育政策研究所）を充て、明治安田生命顧問の後任には嶋貫氏が自ら就任することとした。明治安田生命は、遠藤氏の退任の意向と後任候補の情報を基に、経歴等を判断した上で嶋貫氏を採用した（年収約1,000万円）。

平成26年1月に、文部科学省共済組合による新たな団体扱火災保険が開始されたが、この制度幹事代理店は嶋貫氏が顧問を務める株式会社第一成和事務所（年収約500万円）であり、集金機関は嶋貫氏が参与に就任した文教協会とされた（平成27年度集金手数料収益693,417円）。

＜25. 9. 11付資料についての現時点での考察＞

このように、資料は検討の途中経過を示したものであり、記載内容には、実際に実現したものと実現しなかったものがある。

当時の状況としては、平成24年4月以降、遅くとも平成25年6月までには、文部科学省人事課と嶋貫氏は共同して、嶋貫氏が文部科学省を退職して以降実施してきた再就職あっせんを継続できるよう、嶋貫氏の活動場所や報酬の確保を図ろうとしていたと捉えられる。

こうした状況から、平成26年1月の嶋貫氏による文教フォーラム設立までの一連の過程において、主として文部科学省人事課が組織的に、再就職規制を潜脱する目的で嶋貫氏を中心とした再就職あっせんを行う環境づくりに関与していたと考えられる。

2. 歴代人事課職員による情報提供等

特定OBを介した再就職あっせんの構造の全容解明に向けて、再就職等監視委員会の報告書で指摘のあった個別事案に係る調査と並行して、記録の精査や関係者からの追加ヒアリングを行った。

その結果、嶋貫氏が文部科学省退職後、再就職あっせんを行う中で継続されてきた人事課職員からの情報提供等の実態がより明らかになった。

（1）嶋貫氏の要請又は指示による人事課職員の資料作成作業等

嶋貫氏と人事課職員との間で行われた資料作成作業等の対応については、ヒアリングを通じて、嶋貫氏が退職（平成21年7月）して以降、人事課任用計画官等の間で代々共有されていたことが確認された。

（ヒアリング結果に基づく人事課職員による資料作成作業等の概略）

- ・ 嶋貫氏からの要請に応じ、人事課職員は、多くの場合、氏名、職名、生年月日等の市販書籍（幹部職員名鑑等）に掲載されている程度の職員情報について、

名簿等の体裁に整えるなどにより提供していた。基本的に提供する内容は既に公表されている情報との認識であり、被載者本人の了解を取ることはなかった。ＯＢである嶋貫氏に対する職員情報の提供は、再就職等規制に抵触するものではないとの認識であった。

- ・ 嶋貫氏から手書きのメモが渡され、又は、口頭での伝達を受け、人事課任用計画官は、それらの情報を嶋貫氏の指示で資料化したり、体裁を整えたりしていた。その際、退職者の再就職先や再就職先候補に関する情報が含まれていることがあったが、作業を行う段階で人事課任用計画官が内容の調整を行うことはなく、嶋貫氏の指示されたとおりに資料化等していた。
- ・ 上記の要請及び指示は、人事課任用計画官に対して嶋貫氏から直接に行われており、時には調査官と共同して対応することもあったが、基本的に作業の過程で上司との相談を行うことはなく、嶋貫氏との間でのやりとりが行われていた。

なお、上記の内容は、嶋貫氏と人事課職員との間で行われてきた情報提供等の全容ではなく、引き続き、個別事案の調査等を通じて、実際にやりとりが行われた情報の中身を確認していくこととする。

（２）人事課内の担当者間で行う業務を共有するためのメモ

記録の精査を通じて、複数の人事課任用計画官が異動に当たり再就職等に係る作業を引き継ぐ際のメモが確認された。こうしたメモは、遅くとも平成２２年７月頃には存在したと推測される。

その内容からは、当時から、職員や職員ＯＢの再就職については嶋貫氏が中心となって調整を行っていること及びその調整がどのように行われるかが、少なくとも人事課任用計画官には認識されており、その後も当該職にある者の間で共有できる状態になっていたと認められる。

（共有していた内容）

【再就職の紹介】

○ 手順

1. 職員（職員ＯＢ）の再就職については、現在、某氏を中心として調整を行っている。

某氏は、ケースに応じ、間に人を介したりしながら再就職先や職員（職員ＯＢ）と接触し話をまとめる。

2. 例えば、国立大学法人の理事・事務局長の再就職の場合について概ね次の流れで進行。

- ① 某氏と相談しながら再就職先の案を確定
- ② 省内意見調整
- ③ 調整の段取り案を作成し、某氏と相談
- ④ 段取りに従い、某氏が中心となって再就職先への候補者の提示や、候補者

たる職員（職員〇Ｂ）への再就職先の提示等

３．なお、某氏の取扱範囲は基本的に概ね次のとおりであるが、場合に応じ柔軟に対応。

- ① 本省の幹部職員が退職する場合。
- ② 国立大学法人等の理事・事務局長が退職する場合。
- ③ 青少年施設の所長が退職する場合。
- ④ ①～③の再就職がうまくいかず、再度調整の必要がある場合。
- ⑤ ①～③の再就職につながる、２回目以降の再就職（軽微な仕事）を紹介する場合。
- ⑥ 本省の幹部職員（幹部職員〇Ｂ）からの依頼。
- ⑦ 国立大学法人の理事等から強い要請がある部長等が退職する場合。（軽微な仕事）

また、平成２７年３月頃に作成された別のメモからは、再就職等監視委員会への対応として、紹介者として嶋貫氏の名前を出さないようにしていたことが確認でき、嶋貫氏による再就職あっせんに問題意識を持ちながらも、継続的に関与してきたことがうかがえる。

（共有していた内容）

（１）再就職関係

①嶋貫代表、調査官と調整を行い、再就職先を決定

- ・再就職先の情報ペーパー作成
- ・線引き作成
- ・代表の要請を受けての資料作成等

②再就職等監視委員会対応

- ・再就職情報の届出の提出を各再就職者に対し依頼（事前届出を含む）
 - ・係に提出された届出の内容チェック（公表内容のチェック）
 - ・公表内容を見た再就職等監視委員会からの質問に対する対応
- 退職後２ヶ月以内に再就職した者に対しては詳細な状況報告を求められる

（例）いつ、誰から声がかかり、いつ、誰と面談を行い決定したか等

誰から声がかかったかについては、基本的に代表ではない誰かとする
（前任者や代表に依頼してきた者等、何かの際に協力してもらえる者）

面談日程等については代表と本人に確認

（３月退職、５月再就職の場合、４月中に最終面接があったとする等、適宜、再就職者と調整しておく必要有り）

最近、詳細に報告しないと本人及び再就職先にヒアリングすると言われている

今年は１５人程度、全員とヒアリングしたいので日程調整して欲しい旨、言われた

(最終的には、こちらで状況を把握し、全員分の経緯を作成し、了解を得た)

＜現時点における考察＞

嶋貫氏と人事課任用計画官との間で行われた資料作成作業等の対応については、嶋貫氏の退職以降、実態として、人事課任用計画官にとって定型化された作業として継続されてきたと認定できる。

このような嶋貫氏と人事課任用計画官との関係が継続されてきた背景には、人事課OBである嶋貫氏との人的関係から、要請又は指示を断れる心理状況になかったこと、前任者から引き継がれており、行うべき作業と認識せざるを得なかったことなどの事由が存在していたことが、ヒアリングの結果から推測できる。

一方、嶋貫氏からの要請又は指示に基づく作業は、本来国家公務員としての職務ではなく、職員本人の認識に関わらず、職務中に当該作業を行っていたことは職務専念義務違反に該当する。また、嶋貫氏に提供していた情報の性質によっては、守秘義務違反や個人情報保護の観点からの職務義務違反が生じうる。

3. 歴代人事課長を中心とした幹部職員の責任について

文部科学省における特定OB（嶋貫氏）を介した組織的な再就職あっせん構造が形成されるに至ったことについては、1. で見られるように、主に人事課が嶋貫氏の再就職あっせんが継続される環境づくりに関わった当時の幹部職員はもとより、嶋貫氏の文部科学省退職以降、嶋貫氏を中心とした再就職あっせんに関与してきた、又は、その時々状況を放置してきた等により、事態を防止する職責を果せなかった人事課長、その他幹部職員に責任がある。

在任当時の人事課長の認識の程度に関わらず、実態として人事課職員による嶋貫氏への不適切な情報提供等が行われていた以上、こうした実態を把握し、防止又は解消のための措置を講じる責任が当時の人事課長にあったというべきであり、当該措置を講ずることなく人事課職員による情報提供等が継続し、今般の事態を招いたことについて、歴代人事課長には重大な責任があった。

再就職あっせんに係る嶋貫氏と人事課職員との関係は、嶋貫氏の退職後に生じたものであるが、事態の発生を防げなかった一因に、再就職等規制が導入された当初の段階で、人事課職員はもとより、全職員に遵法意識の徹底を図るなど必要な資質の育成の措置及び継続的な研修措置等が十分に講じられていなかった面があり、当時の人事課長にも責任があった。

したがって、再就職等規制導入後の歴代人事課長、その他幹部職員の責任については、文部科学省における組織的な再就職あっせん構造に関する責任とともに、別途調査中である個別事案における人事課職員の違反行為に対する管理監督責任及び自身の個別案件への関与の度合いを加味して最終的な判断を行い、しかるべき処分を行うことが適当である。

Ⅲ. 再就職等監視委員会から指摘された個別の事案について

文部科学省は、再就職等監視委員会から「OBを介した再就職あっせん」に関する事案及び職員が関与した事案について国家公務員法における再就職等規制違反行為又は同違反が疑われる行為として指摘を受けたところである。

これらの個別の事案について、文部科学省再就職等問題調査班では、関係者のヒアリング等を踏まえて事実関係を整理するための調査を行った。

調査状況を公表するに当たり、再就職等監視委員会の調査報告書での記載若しくは文部科学省の調査で明らかになった団体名、事案発生時に本省課長級以上の文部科学省職員、退職時に本省課長級以上の職であった文部科学省OBについては、名前を公表することにするが、文部科学省と関係のない外部の人物については、名前は公表しないこととした。また、役職により個人が特定される際には、役職名についても公表しないこととした。

なお、今回、個人や団体等の名前を公表することについては、特に特別班員（有識者）からプライバシーや団体の風評という点を考慮して慎重に取り扱うべきとの意見があった。しかしながら、①再就職等監視委員会の報告書に記載されていることを踏まえつつ、文部科学省におけるヒアリング等を通じ、すでに一定程度の調査が進んでいることから、今後の調査に支障が生じる可能性は限りなく低いこと、②本事案については、社会的な関心が極めて高く、公表することに対する社会的要請が強いこと、③事実関係を整理したものを併せて公表することにより、公表された者が国家公務員法における再就職等規制をはじめとした法令に抵触するものではなく、また、文部科学省との関係が不適當ではないことが明らかになり得ることも考慮し、それらの名前を明記することとした。

（１）指摘を受けた「学校法人二本松学院（京都工芸大学）事案」について

- 平成25年2月22日、学校法人二本松学院京都美術工芸大学aが室長級職員Aの下を訪れ、事務部長の候補者について相談した。室長級職員Aはこの時点でOBの再就職先としての求人であることを認識していた。その後、同年3月4日の電子メールにより、さらに詳細な雇用条件等の教示がなされている。
- 室長級職員Aからaに対し、同校が希望する年齢、処遇、経験等地位に関する情報の提供の依頼があった疑いがあるものの、調査結果からは、当該依頼があったことは確認できなかった。
- なお、室長級職員Aは嶋貫氏に同情報を伝達したと発言しているが、その後、嶋貫氏から連絡・報告等は確認されず、aより相談のあった事務部長についての採用も行われなかった。

以上を踏まえると、国家公務員法（以下、「法」という。）に規定する再就職等規制に違反する行為は確認できなかった。

（２）指摘を受けた「株式会社学生情報センター（通称：ナジック）Ⅰ事案」について

- 補佐級職員Ｂに対し、平成２５年４月１日より、株式会社学生情報センター（この項において、「ナジック」という。）の特別顧問に就任している嶋貫氏からナジックへ再就職させる候補者について、情報提供の依頼がなされた。補佐級職員Ｂは情報提供の依頼を受けて、同年４月２６日に嶋貫氏に対してナジック東京への候補者であることを明記して定年退職予定の職員等３名の身上調書（個人の異動先の希望や現況等を記したもの）をメールの添付ファイルとして送付した。また、ナジック関西への候補者としては、退職予定者等現職から適当な人を見当たらないとし、次善の候補者として、既に退職して私立学校参与として週３日勤務している文部科学省ＯＢ等を候補として考えられると同メールで嶋貫氏に提案した。
- 嶋貫氏からの情報提供の依頼の時点でナジックの候補者ということが明示されており、補佐級職員Ｂは自らが嶋貫氏にメールで提供する情報が、職員または職員であった者をナジックへ再就職させる目的で使用されることを当然認識していたと考えられる。また、補佐級職員Ｂのナジックの特別顧問である嶋貫氏への情報提供は、ナジックへの情報提供にあたると思われる。なお、課長補佐級Ｂが提案した候補者については、結果として就任に至っていない。

以上を踏まえると、補佐級職員Ｂがナジックに対して候補者の情報提供をしたことは、法第１０６条の２第１項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員若しくは役職員であった者に関する情報を提供」したものと考えられる。

（３）指摘を受けた「筑波大学徳永教授関係事案」について

- 平成２５年８月２３日、文部科学省ＯＢの徳永保筑波大学教授からの電話依頼に応じて、室長級職員Ａは、東北地方の病院における医学教育行政経験・病院管理職経験の豊富な人材候補について、再就職目的に使用される可能性を認識しつつ、その候補者として４名の略歴等の情報を徳永教授に提供したが、徳永教授が室長級職員Ａに送付した同日付のメール及び室長級職員Ａの発言により確認された。なお、室長級職員Ａから、候補者の情報を徳永教授以外の者に送付したことは確認できなかった。

以上を踏まえると、室長級職員Ａが再就職目的に使用される可能性を認識しつつ、徳永教授に対して候補者に関する情報を提供したことは、法第１０６条の２第１項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であった者に関する情報を提供」したものと考えられる。

（４）指摘を受けた「磯田文雄氏の個人連絡先の情報提供事案」について

- 再就職等監視委員会からは、平成２６年４月、室長級職員Ａが、清水潔元事務次官の依頼により、文部科学省ＯＢの磯田文雄氏の個人連絡先を電子メールにより送付した旨、指摘がなされている。これについて調査したところ、事実

であることが確認された。

- ただし、清水元事務次官が磯田氏の個人連絡先を送るよう室長級職員Aに依頼したのは、早稲田大学への再就職あっせん目的ではなく、個人的な事由によるものであった旨、清水元事務次官及び室長級職員Aから発言があった。
- 他方、平成26年4月頃から5月までの時期に、室長級職員Aと補佐級職員Cが早稲田大学に対し、当時早稲田大学の非常勤講師を務めていた磯田氏を常勤講師に就任させるよう依頼し、同年5月8日、早稲田大学側と磯田氏との面談が行われた。ただし、当初当該面談において磯田氏を常勤講師にすることについての話合いが行われる予定であったものの、磯田氏が茨城大学の学長選に出馬することが明らかとなったことから、常勤講師に関する話合いはなされなかった。

なお、磯田氏は早稲田大学の常勤講師には就任していない。

以上を踏まえると、室長級職員A及び補佐級職員Cが早稲田大学に対し、磯田氏を同大学の常勤講師とするよう依頼したことは、法106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者を…地位に就かせることを要求し、若しくは依頼」したものと考えられる。

（５）指摘を受けた「滋慶学園副学長事案」について

- 平成26年3月末、嶋貫氏を学長予定者とする滋慶大学（通信教育課程）の設置申請があり、大学設置・学校法人審議会の審査が行われた。なお、嶋貫氏は、平成22年1月より、学校法人滋慶学園特別顧問に就任している。
- 人事担当の室長級職員Aは、中岡司大臣官房審議官（高等教育局担当）及び設置審査担当の補佐級職員Dから、学長予定者について是正意見が出るという情報を得た。その際、中岡審議官は、室長級職員Aに、これまで学長予定者として本件に関わってきた嶋貫氏については、学長が難しければ、例えば副学長とか事務局長とかの形で関わる必要がある旨を述べたと発言している。
- 室長級職員Aは、平成26年5月13日に、得られた情報をもとに、伯井美德人事課長に対し、来週にも学長予定者についての是正意見が出ることと、中岡審議官から、設置審査担当の室長級職員Eとも相談したが、何年かほとぼりが冷めるまで、嶋貫氏には副学長に就任いただき、当面は学長には非常勤で適任者を選任していただくのがいいのではないかという指摘があった旨を説明した。この説明はメールによりなされたが、当該メールには、嶋貫氏の携帯電話番号が記載されており、室長級職員Aは、伯井課長より嶋貫氏に情報が伝わることを期待していたことが推測される。なお、この室長級職員Aの説明は、上述の中岡審議官の発言とは一致しない点がある。更に、中岡審議官は、本件に関し、室長級職員Eとは相談していないと発言しており、この点も一致しない。
- 同年5月19日に、文部科学省より、滋慶学園に対し、学長の資質が不明確である点を含む是正意見が伝達されている。
- 伯井課長は、室長級職員Aからメールを受信したが、自らが嶋貫氏に伝えるべき案件ではないとの判断により、嶋貫氏には伝えなかった旨発言している。

また、室長級職員Aも、本件は、伯井課長に預けたものと認識し、自ら嶋貫氏に伝えなかった旨発言している。

- 同年7月28日に、滋慶大学の設置申請は取り下げられた。
- 設置審査過程において、嶋貫氏からの設置審査担当部署に対する不当な働きかけは確認されなかった。また、滋慶学園によると、嶋貫氏を副学長等に就任させることを目的とした文部科学省職員からの不当な働きかけはなかったとのことである。

これを踏まえると、再就職等規制に違反する行為は認められないが、大学の設置審査に関する情報や、是正意見に対するアドバイスが、設置審査とは関係がない部署にいる室長級職員Aに提供されている点は問題である。補佐級職員D及び、大学設置室を指導する立場である中岡審議官の両名によるこのような行為は、設置審査の信頼性を大きく損なうものであり、官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為を禁ずる法第99条（信用失墜行為の禁止）に違反するものと考えられる。

また、室長級職員Aは、設置審査とは関係のない部署におりながら、人事課OBである嶋貫氏が学長予定者となっている特定の法人についての設置審査に関する情報や、是正意見に対するアドバイスを入手している。こうした行為は公務に対する信用を傷つけるものと考えられることから、官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為を禁ずる法第99条（信用失墜行為の禁止）に違反するものと考えられる。

さらに、伯井課長は、室長級職員Aから上記についての説明を受けたにもかかわらず、監督責任を果たさなかったものと考えられる。

（6）指摘を受けた「元文科省職員工藤敏夫氏の私学への再就職事案」について

- 文部科学省OBの工藤敏夫氏は退職後の平成26年5月頃、嶋貫氏からの依頼を受け自身の履歴書を送付し、結果として同年10月から日本体育大学のシニアアドバイザー（週1回程度）に就任している。
- また、その後、平成28年4月に杉並学院中学高等学校校長に就任した際は、嶋貫氏がかつての部下であった文部科学省OBの前校長の退任に際し同学院側からの相談を踏まえ、工藤氏に打診したものである。
- なお、室長級職員Aと工藤氏は同郷の仲であり、従前交流があったことから平成26年6月18日に同席した宴会の際に工藤氏は室長級職員Aに対し、自身の再就職に関する嶋貫氏の調整状況を尋ねたことから翌日、室長級職員Aは「昨日はありがとうございました 私学の件については、時間がかかっており申し訳ございません いずれ嶋貫氏から連絡を入れさせていただくことになりましたが、今しばらくお待ちください」とのメールを送付している。室長級職員Aは、この時点で既に嶋貫氏が工藤氏の再就職については検討を行っていることを把握していたと考えられ、いずれ嶋貫氏から連絡することになるとの認識の上で、メールのやりとりがなされている。
- しかし、工藤氏の日本体育大学シニアアドバイザー及び杉並学院中学・高等

学校校長への再就職について、具体的に室長級職員Aから営利企業等に他の職員の情報提供や地位に関する情報提供依頼等があったことは確認できなかった。以上を踏まえると、法に規定する再就職等規制に違反する行為は確認できなかった。

(7) 指摘を受けた「新潟科学技術学園事案」について

- 平成26年秋頃、室長級職員Fは、早期退職及び再就職を希望している意向を補佐級職員Gに伝えた。補佐級職員Gは、局内の人事について人事課と相談するため、室長級職員Fの意向を室長級職員Aに伝えた。さらに、室長級職員Aは、室長級職員Fが再就職を希望していることを嶋貫氏に伝えたことが確認された。本情報を得た嶋貫氏は、学校法人新潟科学技術学園関係者に、室長級職員Fの早期退職及び再就職の意向に関する情報を提供したことが確認された。なお、補佐級職員Gは、再就職の調整に関し人事課と嶋貫氏との間に密接な関係があることを認識しているとは確認されなかった。
- 平成27年1月28日、室長級職員Aは、補佐級職員Gから、室長級職員Fが退職して再就職する場合の手続き等について教えてほしいとの相談を受けた。また、室長級職員Aは、同月30日、当該相談のメールを補佐級職員Cに転送した。
- 補佐級職員C及び補佐級職員Gにおいて、嶋貫氏及び新潟科学技術学園への接触、情報提供は認められなかった。また、室長級職員Fは、平成27年5月1日より、新潟科学技術学園の役員に再就職していること、新潟科学技術学園は室長級職員Fにとって利害関係企業等に該当しないことが確認された。

以上を踏まえると、室長級職員Aが嶋貫氏を介し室長級職員Fの再就職希望を伝えたことは、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員に関する情報を提供」したものと考えられる。

(8) 指摘を受けた「明治薬科大学事案」について

- 平成27年1月20日、明治薬科大学役員に再就職している文部科学省OBのHが、平成27年3月31日で退職する自身の後任として文部科学省の後輩を探していたため、室長級職員Aに対し、メールにて求人依頼を行ったことが確認された。Hより同じ依頼を受けた嶋貫氏は、Hの後任候補として文部科学省OBのIの情報をHに提供した。
- 同年2月2日、Hの求めに応じ、室長級職員Aは、再就職目的に使用されることを認識しつつ、Iの電話番号及びメールアドレスをHに送付したことが確認された。結果として、IがHの後任として再就職したことが確認された。

以上を踏まえると、室長級職員AがHに対してIの連絡先を提供したことは、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

（９）指摘を受けた「新潟県立看護大学事案」について

- 平成２７年１月２１日、室長級職員Ａは、新潟県立看護大学ｂから、同大学役員の職務・給与等の情報をメールにて送付された。
- この後、室長級職員Ａは、同大学への現役職員の出向の可能性を検討したが、適任者がいないこともあり、ｂに対して嶋貫氏を紹介した。
- その後、ｂが嶋貫氏に連絡したところ、役員候補として文部科学省ＯＢである元補佐級職員Ｊが紹介され、最終的に平成２７年４月に元補佐級職員Ｊが役員に就任した。

現時点での調査状況は以上のとおりであるが、元補佐級職員Ｊの再就職に関し、室長級職員Ａと嶋貫氏とがどのようなやりとりを行ったのかについて、引き続き調査を進める必要がある。

（１０）指摘を受けた「出澤忠氏（日本大学本部学務部付審議役調整中）事案」について

- 平成２７年２月頃、早期退職するか否かを検討していた出澤教育分析官から相談を受けた室長級職員Ａは、出澤教育分析官に対して広島県に所在する私立大学への再就職を提案した。
- その後、出澤教育分析官は早期退職することなく勤務を続けると決断した。
- さらにその後、嶋貫氏から出澤教育分析官に対し、定年退職後の再就職先候補として日本大学及び学校法人日本赤十字学園が提示され、また、各法人に所属している者の連絡先の情報が伝達された。
- また、出澤教育分析官は定年退職後、学校法人日本赤十字学園に再就職している。

現時点での調査状況は以上のとおりであるが、出澤教育分析官の再就職に関し、関係者がどのような調整を行ったのかについて、引き続き調査を進める必要がある。

（１１）指摘を受けた「伊勢呂裕史等玉突き再々就職事案」について

- 平成２７年４月１４日、補佐級職員Ｋは、嶋貫氏の指示を受け、文部科学省ＯＢの伊勢呂裕史氏の略歴（生年月日・本籍地・退職後の職歴・就任時期等が記載）を送付している。
- また、同年４月２１日に補佐級職員Ｋが嶋貫氏に送付した再就職ポスト（現職及びＯＢ）のリストによると、同年６月付で文部科学省ＯＢの辰野裕一氏を公益財団法人教科書研究センター常務理事に就任することについて調整中、前任の伊勢呂氏については東京海上日動火災保険株式会社顧問に就任することについて調整中との記載がある。伊勢呂氏は最終的に同年７月に同ポストに着任している。
- 補佐級職員Ｋは伊勢呂氏の略歴を嶋貫氏に送付し、また、該当者が掲載されている再就職ポスト（現職及びＯＢ）のリストの存在を認識しており、嶋貫氏

に情報提供をすることにより再就職の調整がなされることを当然認識していたと考えられる。

以上を踏まえると、補佐級職員Kが嶋貫氏に略歴及び当該リストを送付したことは嶋貫氏が東京海上日動火災保険株式会社と再就職に関する調整を行っていたことに鑑みると、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

(12) 指摘を受けた「愛知学院大学事案」について

- 平成26年6月21日、文部科学省高等教育企画課長の浅田和伸氏は愛知学院大学において講演を行い、講演後のパーティー会場にて、同大学のcから、同大学の将来構想等を検討する「戦略企画室」（同年発足）に文部科学省から専任で人を出していただけないかとの話があったことが確認された。
- 上記求人依頼については、浅田課長へのヒアリング結果や浅田課長の手帳のメモから、浅田課長は同ポストのイメージから推測してcの話は文部科学省の現役出向を想定したものと認識したことが確認された。また、浅田課長から同大学に対し、本件に関する職員及び職員OBの情報提供や、職員及び職員OBの再就職を目的とする地位に関する情報提供依頼を行ったことは確認されなかった。
- 浅田課長から本件について情報提供を受けた室長級職員Aについては、浅田課長や同大学に対し、職員及び職員OBの情報提供や、地位に関する情報提供依頼を行っていたことは確認されなかった。なお、本件は途中で立ち消えになり、結果的に、同大学への文部科学省職員の派遣はなされなかったことが確認された。

以上を踏まえると、法に規定する再就職等規制に違反する行為は確認できなかった。

(13) 指摘を受けた「青森大学事案」について

- 平成27年当時、藤原誠高等教育局私学部長から嶋貫氏に対し、青森大学が大学行政・事務に精通した文部科学省職員及び職員OBを求めている情報を伝えた。また、嶋貫氏より、候補者として文部科学省OBのLが青森大学側に提示され、最終的に平成28年にLが、青森大学に就職したことが確認された。なお、藤原部長において、嶋貫氏が人事課との密接な関係の下で職員及び職員OBの再就職の調整を行っていたことを認識していたことは確認できなかった。
- また、室長級職員B及び補佐級職員Kにおいて、嶋貫氏の指示を受けて、同大学を含む再就職ポストに関連する資料の作成を行ったことが確認され、当該資料を室長級職員B又は補佐級職員Kから同大学に提供したことは認められなかったものの、嶋貫氏が再就職の調整を行っていることを認識した上で、室長級職員B及び補佐級職員Kから嶋貫氏に送付していたことが認められた。

以上を踏まえると、同大学の再就職ポストの候補者に関する情報が記載された資

料を嶋貫氏に提供した室長級職員B及び補佐級職員Kは、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。なお、藤原部長については、嶋貫氏が人事課との密接な関係の下、職員OBの再就職の調整を行っていたことを認識していたことは確認できず、嶋貫氏に青森大学の求人依頼に関する情報を伝えたことをもって、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したとまでは確認できなかった。

(14) 指摘を受けた「学校法人獨協学園事案」について

- 文部科学省OBである学校法人獨協学園Mは同学園の役員等に再就職した文部科学省OBのリストを自発的に作成し、平成27年6月30日、室長級職員Aに手交した。
 - 同年7月1日、室長級職員Aは、同リストを誤って廃棄してしまったため、改めてMに依頼を行い、同リストの電子媒体の提供を受けるとともに、それを補佐級職員Kに転送した。
 - 室長級職員Aは、同リストの提供依頼は、職員及び職員OBの再就職目的ではなかったと発言しているが、室長級職員Aが嶋貫氏を介したOBの再就職あっせんに関与していたことを踏まえると、室長級職員Aによる同リストの提供依頼の目的には、職員又は職員OBの再就職目的が含まれるものと認められる。
- 以上を踏まえると、室長級職員Aが同リストの提供をMに対して依頼したことは、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「当該地位に関する情報の提供を依頼」したものと考えられる。

(15) 指摘を受けた「東京国立博物館協力会事案」について

- 平成27年7月頃、補佐級職員Kは、東京国立博物館dに対し、一般財団法人東京国立博物館協力会の役員等に再就職した文部科学省OBのリストの提供を依頼した。その後、同月23日、補佐級職員Kはdから同リストを受信した。
 - 補佐級職員Kは、同リストの提供依頼が、職員及びOBの再就職目的かどうかは定かでないと言っているが、補佐級職員Kが嶋貫氏を介したOBの再就職あっせんに関与していたことを踏まえると、補佐級職員Kによる同リストの提供依頼の目的には、職員又はOBの再就職目的が含まれるものと認められる。
- 以上を踏まえると、補佐級職員Kが同リストの提供をdに対して依頼したことは、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「当該地位に関する情報の提供を依頼」したものと考えられる。

(16) 指摘を受けた「(公財) 私立大学退職金財団事案」について

- 平成27年8月11日、文部科学省OBである、公益財団法人私立大学退職金財団の伊藤勲調査役は室長級職員Bと面会し、文部科学省OBである同財団

理事が任期末での退職意向を示していることから、後任として文部科学省OBを紹介してほしいと依頼した。室長級職員Bは、伊藤調査役との面会概要をまとめたメモを同日、補佐級職員Kに伝達するとともに、後日、この件を嶋貫氏に伝達した。

- ただし、室長級職員Bから嶋貫氏への職員又は職員OBに関する情報提供は確認されず、当該やりとりから派生した再就職のあっせんも確認されなかった。なお、当該やりとりに先だって、室長級職員Bから伊藤調査役に対して情報提供を依頼した事実も確認されなかった。

以上を踏まえると、法に規定する再就職等規制に違反する行為は確認できなかった。

（１７）指摘を受けた「（公財）ユネスコ・アジア文化センター（ＡＣＣＵ）事案」について

- 嶋貫氏は、文部科学省から高等専門学校に出向中である堀江振一郎校長をＡＣＣＵ理事に再就職させることにつき、ＡＣＣＵ及び堀江校長と調整を行っており、嶋貫氏から室長級職員Bに対し、ＡＣＣＵとの調整状況について前川喜平文部科学審議官及び堀江校長に伝達するよう連絡していた。
- 平成２７年１０月９日、室長級職員Bは、嶋貫氏に対し、堀江校長の件について前川文部科学審議官の了解を得たとするメールを送信している。しかし、前川文部科学審議官への伝達については、嶋貫氏の調整状況について室長級職員Bから事実として報告されるという性質のものであった旨、前川文部科学審議官及び室長級職員Bから発言があった。
- また、堀江校長への伝達については、室長級職員Bは、嶋貫氏に対して、嶋貫氏本人が行うべきである旨を連絡した。
- 室長級職員Bから嶋貫氏又はＡＣＣＵに対する職員・職員OBの情報提供又は地位に関する情報提供の依頼については確認されなかった。

以上を踏まえると、堀江校長の再就職について前川文部科学審議官が了解したという事実は認められず、法に規定する再就職等規制に違反する行為は確認できなかった。

（１８）指摘を受けた「上智大学事案」について

- 平成２７年当時、文部科学省より上智大学に現役出向していたNが同年度中に定年退職を予定しており、同大学に再就職した文部科学省OBの舌津一良理事は、同氏の退任に当たり、優れた人材を探していたことが確認できた。室長級職員Aより、Nの退任にあたって人材を探しているという話を聞いて、嶋貫氏と相談の上、後日、舌津理事と会った時に候補となる人材について、紙を渡してはいないが、文部科学省職員の幹部職員名鑑（市販）を見ながら話をしたとの発言があった。
- また、室長級職員Aの異動後、後任となった室長級職員Bが同年１０月２３

日に嶋貫氏に送付したメール及び室長級職員B本人の発言によれば、室長級職員Bが嶋貫氏の指示により舌津理事に電話をかけたところ、室長級職員Aより舌津理事に対して候補者が提案され、その中に適任者がおらず、Nの退任にあたって、文部科学省OBの採用について立ち消えになったことが確認された。

以上を踏まえると、室長級職員Aが舌津理事に対して再就職候補者の相談を行ったことは、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員若しくは役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。また、室長級職員Bが舌津理事に対し、上智大学におけるポストについて確認をしたことは、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「地位に関する情報の提供を依頼」したものと考えられる。

(19) 指摘を受けた「英数学館事案」について

- 平成27年10月頃、嶋貫氏は、英数学館より、英数学館校長についての推薦依頼を受けた。また、戸松幹孝高等教育局私学部参事官も、別ルートで、推薦依頼を受けたと発言している。
- 英数学館によると、当学園OBや関係者など多数の方に声をかけて探していた中で、嶋貫氏にも適任者が知り合いにいないか尋ねたことがあるとのことであった。
- 戸松参事官は、人事担当の補佐級職員Oに、①教科書調査官・視学官経験者、②英語が堪能、③某市で勤務可という3条件を満たす候補者を求め、補佐級職員Oより3名の提示を受けたが、補佐級職員Oによると、いずれも某市で勤務可という条件を満たす者ではなかった。
- 嶋貫氏は、英数学館に対し、適任者が見つからない旨を回答した。この際、嶋貫氏は、文部科学省に候補者の選定を依頼した記憶はないと発言している。一方、戸松参事官は、嶋貫氏に候補者を提示したが適任者はいないという結論になったと発言している。
- なお、英数学館は、副校長を校長に内部昇進させて現在に至っている。

以上を踏まえると、法に規定する再就職等規制に違反する行為は確認できなかった。

(20) 指摘を受けた「秋田公立美術大学事案」について

- 平成27年11月上旬頃、文部科学省OBの秋田公立美術大学霜鳥学長はかつての部下である室長級職員Bに対して電話にて、文部科学省OBであり同郷の元補佐級職員Pを秋田公立美術大学に再就職させる目的で、元補佐級職員Pに関する情報（学生系業務の経験の有無、現在の職務）について提供を求めたが、室長級職員Bは元補佐級職員Pの現在の職場等の状況を踏まえ、秋田での再就職は困難でないかという趣旨で元補佐級職員Pの現状についての情報を提供した。
- そこで、霜鳥学長は元補佐級職員Pを招へいすることを断念し、現役職員の人事交流の可能性を探り、室長級職員Bも現役職員の人事交流のために、部下に対

し、情報共有を行った上で部下が調整を行った。

以上を踏まえると、法に規定する再就職等規制に違反する行為は確認できなかった。

（２１）指摘を受けた「公立学校共済組合事案」について

○ 文部科学省ＯＢの玉井日出夫公立学校共済組合理事長は、同組合の病院において優秀な医師を確保するためには科学研究費助成事業（以下、「科研費」という。）の申請機関となる必要があるとの考えに基づき、同組合の複数の病院が科研費の申請機関となるための事務体制の整備を支援し、会計管理等について病院職員に指導できる科研費事務に精通したアドバイザーを外部委託として確保するため、平成２７年１１月１０日、室長級職員Ｂに対し、電話にて当該候補者の情報提供を依頼したことが確認された。

○ 同年１２月、室長級職員Ｂは、嶋貫氏に相談の上、文部科学省のＯＢである候補者（Ｑ）の電話番号等の情報を提供し、最終的に当該候補者が平成２８年に、同組合のアドバイザーとなったことが確認された。

以上を踏まえると、室長級職員Ｂがアドバイザーの候補者に関する情報を提供したことは、法第１０６条の２第１項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

（２２）指摘を受けた「日本ＰＴＡ事案」について

○ 平成２７年１１月１２日頃、谷合俊一社会教育課長が、公益社団法人日本ＰＴＡ全国協議会事務局の元室長級職員Ｒから、同事務局への適任者の配置要請を受け、谷合課長は、同求人内容（勤務条件等を含む。）を室長級職員Ｂに伝えた。同月１７日、室長級職員Ｂは同情報を嶋貫氏に伝えた。

○ 元室長級職員Ｒは人材不足に悩む中で、谷合課長に漠然とした相談をしたが、谷合課長は再就職の相談であると認識した上で、室長級職員Ｂに伝えるために、元室長級職員Ｒから待遇等の情報を取得し、室長級職員Ｂに伝えた。

以上を踏まえると、谷合課長が元室長級職員Ｒから求人情報を取得したことは、法第１０６条の２第１項に規定する「地位に就かせることを目的として」「地位に関する情報の提供を依頼」したものと考えられる。

（２３）指摘を受けた「福島健郎氏の再就職希望情報伝達事案」について

○ 文部科学省ＯＢの福島健郎氏は再就職の相談をするため、当初、室長級職員Ｂに連絡をしたが、室長級職員Ｂは藤江陽子人事課長に福島氏に対するヒアリングを依頼した。福島氏は平成２７年１１月１７日に藤江課長の下を訪れ、自身の再就職について相談し、その後、続けて室長級職員Ｂの下を訪れ、藤江課長に対してしたものと同様の話をした。これに対し、藤江課長は、室長級職員Ｂに対し、福島氏が面談に来たことやその内容を伝えた。

- また、室長級職員Bは同日付けの当該面談の内容のメモを作成し、嶋貫氏に対し、当該メモを添付ファイルとして送付している。当該メモでは、福島氏が高等教育全般に通じていること、社会教育課長の職歴を生かした再就職を希望していること等の情報が整理されており、室長級職員Bは嶋貫氏に当該情報を伝達することにより、再就職の調整がなされることを当然期待していたと考えられる。
- 藤江課長については、室長級職員Bが取得した福島氏の再就職に関する情報は、室長級職員Bから嶋貫氏に伝達されることを藤江課長自身が認識しており、室長級職員Bに面談の内容を伝えることで、その内容が嶋貫氏に伝達され、再就職の調整がなされることを当然期待していたと考えられる。
- 結果として、室長級職員Bが嶋貫氏に情報を伝達した後、福島氏は嶋貫氏の調整によって学校法人千葉敬愛学園に再就職をしている。

以上を踏まえると、藤江課長が嶋貫氏に伝達されることを認識した上で室長級職員Bに情報を伝達したこと及び室長級職員Bが嶋貫氏に当該メモを送り、福島氏の情報を提供したことは、嶋貫氏が千葉敬愛学園と再就職に関する調整を行っていたことに鑑みると法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員…に関する情報を提供し」、「地位に就かせることを要求し、若しくは依頼」したものと考えられる。

(24) 指摘を受けた「(公財)医学教育振興財団事案」について

- 平成27年11月頃、室長級職員Bは公益財団法人医学教育振興財団eより、文部科学省OBである同財団事務局長の後任を派遣してほしいとの依頼を受けた。
- その後、室長級職員Bは同依頼内容を嶋貫氏に伝えたところ、文部科学省より出向していた和氣弘前大学教授が候補者として提案された。
- 室長級職員Bは嶋貫氏の指示により、eに対して和氣氏を紹介し、和氣氏とeとの面談の日程調整を行った。面談は同年12月17日に行われた。

以上を踏まえると、室長級職員Bが和氣氏をeに紹介し、再就職に関する面談の日程調整をしたことは、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「地位に就かせることを要求し、若しくは依頼」したものと考えられる。

(25) 指摘を受けた「(公社)日本工芸会事案」について

- 平成27年11月頃、文部科学省OBであり公益社団法人日本工芸会理事長の林田英樹氏が室長級職員Bの下を訪れ、その際、室長級職員Bは林田氏から、事務局長としてふさわしい者として、複数の文部科学省OBの名前を挙げ、同人らが現在何をしているかの情報提供依頼を受けた。室長級職員Bは林田氏から名前の挙げられた文部科学省OBの現況を調べた上、嶋貫氏に同依頼内容を伝えた。
- 嶋貫氏は同依頼に対し、元室長級職員Sが適任であろうとの提案を行い、嶋

貫氏の指示により、室長級職員Bが林田氏に対し、事務局長の候補者である元室長級職員Sを、顔写真をFAXで送信する等して紹介している。

以上を踏まえると、室長級職員Bが元室長級職員Sを林田氏に紹介したことは、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

(26) 指摘を受けた「教職員共済生活協同組合事案」について

○ 平成27年12月7日、文部科学省OBである教職員共済生活協同組合金森副理事長は室長級職員Bと面会し、文部科学省OBである同組合職員の後任として文部科学省OBを紹介してほしいと依頼した。

○ この後、室長級職員Bは嶋貫氏に対し、金森副理事長からの依頼内容を伝えた。その後、嶋貫氏から金森副理事長に提案された文部科学省OBである元補佐級職員Tが、同組合内の選考の上、同組合に再就職することになった。

以上を踏まえると、室長級職員Bが同組合からの依頼内容を嶋貫氏に伝えたことは、嶋貫氏が同組合と再就職に関する調整を行っていたことに鑑みると、法106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

(27) 指摘を受けた「文教協会会長退任情報事案」について

○ 平成27年12月11日、前川喜平文部科学審議官は、嶋貫氏の依頼を受け、現在再就職している文部科学省OBの雨宮忠公益財団法人文教協会会長・理事長を訪ね、同氏の文教協会会長退任の意向を確認し、その後任として、文部科学省OBの近藤信司氏の情報を提供したことが認められた。これに先立ち、補佐級職員Kは、嶋貫氏に対し、再就職に利用されることを認識しつつ、文部科学省の最終官職等を記載した文教協会歴代会長及び歴代常務理事一覧を送付したことが確認された。

○ また、前川文部科学審議官からの報告を受け、同月14日、室長級職員Bは、その情報が再就職に利用されることを認識しつつ、嶋貫氏に対し、前川文部科学審議官が文教協会の会長を訪問し同会長の辞任の意向を確認したことを報告したことが確認された。

○ また、平成28年4月1日に近藤信司氏が雨宮氏の後任として会長に就任したことが確認された。

以上を踏まえると、前川文部科学審議官の上記行為は、法第106条の2第1項に規定される「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報の提供し」、「地位に就かせることを要求し、若しくは依頼」したものと考えられる。また、補佐級職員K及び室長級職員Bの上記行為は、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

（２８）指摘を受けた「岐阜大学事案」について

- 平成２７年１２月頃、室長級職員Ｕは、岐阜大学関係者から、同大学教職大学院特任実務家教授として再就職を希望する文部科学省ＯＢの推薦を依頼する旨の相談を受けた。室長級職員Ｕは同大学関係者に対し、室長級職員Ｂに本件の内容を伝達するに当たり、現場のニーズを踏まえた人材の推薦依頼となるよう、処遇やどのような人材がほしいか等の地位に関する情報を加えた上で連絡するよう伝えた事実がある。
- また、室長級職員Ｕとのやりとりを踏まえ、同大学に出向中の補佐級職員Ｖは室長級職員Ｂに対し、同年１２月２４日に条件等の地位に関する情報を提示し、文部科学省ＯＢの紹介を依頼している。その後、補佐級職員Ｖが送った調整過程のメールを平成２８年１月１２日に室長級職員Ｂは嶋貫氏に転送している。しかし、結果として、同大学教職大学院特任実務家教授について文部科学省ＯＢを選任するには至っていない。

以上を踏まえると、室長級職員Ｕが同大学関係者に対し、地位に関する情報を加えた上で連絡するよう指示したことは、法第１０６条の２第１項に規定する「地位に就かせることを目的として」「地位に関する情報の提供を依頼した」ものと考えられる。

（２９）指摘を受けた「慶應義塾大学事案」について

- 平成２７年春頃、嶋貫氏が、慶應義塾大学から、同大学に再就職していた文部科学省ＯＢの上杉道世氏を介し、文部科学省ＯＢの紹介依頼を受けた。
- 嶋貫氏は、自らの判断で、文部科学省ＯＢの山根徹夫氏を紹介することとした。室長級職員Ｂは、嶋貫氏より、前川喜平文部科学審議官に報告してもらいたい旨の依頼を受けたと発言している。
- 前川文部科学審議官は、室長級職員Ｂから報告を受けたが、了解する類いのもではなく、事実として聞き置いたと発言している。また、藤江課長も報告を受けたと発言している。平成２８年１月５日、室長級職員Ｂは、嶋貫氏に対し、山根氏の件について前川文部科学審議官の了解を得たとするメールを送信した。ただし、室長級職員Ｂは、嶋貫氏から依頼されていたのは、前川文部科学審議官の了解ではなく、報告であった旨発言している。
- 嶋貫氏は、山根氏を同大学に紹介するに当たり、自身の持っていた資料を送ったか、室長級職員Ｂに依頼して作成した資料を送ったか定かでないと言っている。一方で、室長級職員Ｂは、山根氏については嶋貫氏の方がよく知っていることから、嶋貫氏への情報提供は行っていない旨発言している。
- なお、山根氏は、面接等の手続きを経て、同大学参与として再就職した。

以上を踏まえると、山根氏の人事について、前川文部科学審議官及び藤江課長の了解を得たという事実は認められず、法に規定する再就職等規制に違反する行為は確認できなかった。

（３０）指摘を受けた「中京大学事案」について

- 平成２７年１２月に、中京大学が、前川喜平文部科学審議官及び藤原誠官房長に、文部科学省ＯＢの紹介を依頼した。前川文部科学審議官及び藤原官房長は、嶋貫氏のことを紹介するとともに、嶋貫氏に中京大学が人を求めているという情報を伝えたと言っている。
 - 前川文部科学審議官は、現役出向している竹下典行氏に対し、中京大学への再就職を打診するため、藤江陽子人事課長に同大学の採用条件等を調べるよう依頼し、藤江課長は室長級職員Ｂに依頼した。
 - 依頼を受けた室長級職員Ｂは、嶋貫氏に、同大学の採用条件等に関する情報の提供を求め、嶋貫氏から得た情報を、藤江課長及び前川文部科学審議官に提供した。また、嶋貫氏が、同大学に職員の処遇について問い合わせを行っていることが確認されている。
 - 平成２８年３月、前川文部科学審議官が、竹下氏に対し、早ければ夏の人事で退職してもらえないかということと、再就職先として中京大学を打診した。打診の結果、竹下氏が同大学への再就職に関心を持ったことから、前川文部科学審議官は、嶋貫氏にその旨を伝えた。同大学によると、嶋貫氏から、竹下氏ともう１名の提示があったとされている。
 - 室長級職員Ｂは、嶋貫氏より、中京大学から竹下氏で了解との回答を得たため、同大学と竹下氏が条件等で話し合う時間を調整するよう伝えた旨の報告を受け、平成２８年４月５日、藤江課長に報告した。
 - なお、竹下氏は本年１月に文部科学省を退職したが、再就職はしていない。
- 以上を踏まえると、前川文部科学審議官が、竹下氏に再就職先として中京大学を打診し、嶋貫氏を経由して同大学に竹下氏が紹介され、竹下氏の再就職の意向が同大学に伝えられていること、並びに、藤江課長、室長級職員Ｂ及び嶋貫氏を介して同大学の地位に関する情報提供を依頼したことは、法第１０６条の２第１項に規定する「地位に就かせることを目的として」「当該地位に関する情報の提供を依頼」し、「役職員…に関する情報を提供」したものと考えられる。また、前川文部科学審議官の求めにより、藤江課長は室長級職員Ｂに、室長級職員Ｂは嶋貫氏に依頼して同大学の採用条件等を確認したことは、法第１０６条の２第１項に規定する「地位に就かせることを目的として」「当該地位に関する情報の提供を依頼」したものと考えられる。

なお、藤原官房長については、嶋貫氏が人事課との密接な関係の下、職員ＯＢの再就職の調整を行っていたことを認識していたことは確認できず、嶋貫氏に同大学の求人依頼に関する情報を伝えたことをもって、法第１０６条の２第１項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員…に関する情報を提供した」とまでは確認できなかった。

（３１）指摘を受けた「全国公民館連合会事案」について

- 平成２８年４月頃、文部科学省ＯＢである、公益社団法人全国公民館連合会

(以下「全公連」という。)の長谷川正明副会長から、有松育子生涯学習政策局長に、自らの後任の推薦依頼があった。有松局長は西井知紀社会教育課長に対し、人事課に相談するよう依頼した。同時期、全公連から、補佐級職員Wに対しても、同様の推薦依頼があった。補佐級職員Wは副会長ポストに関する情報を問い合わせ、全公連事務局から資料を入手し、西井課長及び有松局長に相談した。

- 西井課長は、人事課の室長級職員Bと相談したところ、室長級職員Bが本件を預かることとなった。室長級職員Bは、藤江陽子人事課長と相談し、嶋貫氏に、ある文部科学省OBの名を例示の趣旨で伝えたと言っている。一方、嶋貫氏も、全公連から依頼を受け、当該OBがふさわしいと思った旨発言している。
- 嶋貫氏は、当該OBに打診したが断られた。藤江課長は、室長級職員Bからその話を聞いて、文部科学省OBの田中壮一郎氏が良いと考え、平成28年4月28日に前川喜平文部科学審議官にも報告した。
- 藤江課長は、本件は嶋貫氏に動いてもらっている話との認識の下、田中氏が候補として適切か生涯学習政策局で検討してほしい旨を、有松局長又は西井課長に伝えたと思うが、実際にどのような言い方をしたか覚えていないと言っている。一方、西井課長は、藤江課長から、田中氏ということで、後は社会教育課で進めてほしい旨伝えられたと言っている。
- なお、嶋貫氏は、当初の候補者に断られた以降、自身は関与しておらず、田中氏については記憶にないと発言している。
- 西井課長は、本件についての藤江課長の話を有松局長に報告した。有松局長は、自身が長谷川副会長から依頼された案件であるので、実際伝えたことは覚えていないが、自身が長谷川副会長に伝えたと思うと言っている。また、補佐級職員Wは、有松局長、西井課長との打ち合わせの場において、自分が全公連に伝えておく旨発言し、実際に伝えたと言っている。
- なお、結果として、田中氏が副会長に就任している。
- 有松局長、西井課長、補佐級職員Wとも、副会長は無報酬であり、再就職等規制に関わる案件との認識はなかったと言っている。

以上を踏まえると、有松局長は、全公連に対して、自ら、又は、補佐級職員Wを介して、副会長候補者の情報を提供したと考えられる。また、補佐級職員Wは、全公連に対し、副会長ポストについての情報提供を依頼するとともに、候補者の情報を提供したと考えられる。有松局長及び補佐級職員Wの行為は、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「当該地位に関する情報の提供を依頼」し、「役職員…に関する情報を提供」したものと考えられる。

また、副会長候補者の推薦依頼を人事課へ伝え、人事課からの推薦者を有松局長に報告した西井課長、西井課長からの相談を預かり、藤江課長と対応を相談した室長級職員B、及び、候補者の情報を生涯学習政策局に伝え、同局を通じて全公連に候補者の情報を提供した藤江課長の行為は、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

(32) 指摘を受けた「株式会社学生情報センター（通称：ナジック）Ⅱ事案」について

- 平成28年4月頃、株式会社学生情報センター（以下、「ナジック」という。）ナジックのgより義本博司大臣官房審議官（高等教育局担当）に対し、一般財団法人学生サポートセンター（以下、「学生サポートセンター」という。）の理事長についての推薦依頼があった。
- 学生サポートセンター理事長職は無報酬であり、推薦依頼を行ったg及び推薦依頼を受けた義本審議官も再就職あっせんとの認識が薄い中、候補者の選定が行われていた。
- 藤江陽子人事課長は義本審議官から相談を受け、文部科学省OBの工藤智規氏を含めた局長経験者等の候補者の名前を挙げ、結果として、当時学生サポートセンターの評議員であった工藤氏が良いのではないかということになり、義本審議官から工藤氏に打診し内諾を得ている。
- その後、藤江課長から、gへの連絡については義本審議官から行うよう要請があり、義本審議官は工藤氏を候補者として推薦することを、gに伝達している。
- また、室長級職員Bは藤江課長より、上記推薦内容を平成25年4月1日よりナジックの特別顧問に就任している嶋貫氏に連絡するよう促され、嶋貫氏に情報提供を行った。
- 藤江課長については、室長級職員Bに嶋貫氏に上記推薦内容を連絡するよう促すことで、嶋貫氏によって再就職の調整がなされることを当然期待していたと考えられる。
- また、学生サポートセンターはナジックとは別個独立の一般財団法人ではあるものの、代表者は同一であり、関連する事業を営んでいることから、室長級職員Bによるナジックの特別顧問である嶋貫氏に対する情報提供は、学生サポートセンターへの再就職あっせん目的での情報提供にあたりと考えられる。なお、結果としては、学生サポートセンター理事長に、工藤氏は就任していない。

以上を踏まえると、義本審議官がgに工藤氏を推薦する旨の連絡をしたこと、室長級職員Bが嶋貫氏に工藤氏の内諾状況等を連絡したこと、藤江課長が義本審議官に候補者の提案をしたこと及び室長級職員Bに嶋貫氏に連絡するよう指示を行ったことは法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

(33) 指摘を受けた「筑波大学事案」について

- 前川喜平文部科学審議官は、筑波大学の理事に現役出向している吉川晃理事に早期退職を打診し、了承を得た。その際、再就職までに2ヶ月以上は空けるよう伝えた。前川文部科学審議官は、打診結果を、平成28年6月3日に藤江人事課長へメールで送信した。

- 前川文部科学審議官及び吉川理事は、打診の際、再就職先の話はなかったと発言している。
- 前川文部科学審議官は、２ヶ月以上空ける趣旨としては、再就職等規制について、無用の疑念を抱かせないようにするための配慮であった旨発言している。
- 前川文部科学審議官は、藤江課長又は室長級職員Bに対し、吉川氏は１２月で辞めるので、後のことは嶋貫氏に頼んでほしいと伝えたとする旨発言している。ただし、藤江課長又は室長級職員Bのどちらが嶋貫氏に依頼したのかは確認できなかった。
- 嶋貫氏は、文部科学省に遠藤理事の後任に関する相談があったという話を聞き、吉川氏を文化学園に紹介するのが良いのではないかと考え、文化学園に伝えた旨発言している。
- 一方、藤江課長においても、相談を受けていた文化学園理事の遠藤啓氏（文部科学省OB）の後任について、吉川氏もあり得ると文化学園に伝えた旨発言している。
- なお、吉川理事は本年１月に文部科学省を退職したが、現在、再就職していない。

以上を踏まえると、藤江課長が、文化学園に、再就職させる意図をもって候補者の情報を提供したことは、国家公務員法第１０６条の２第１項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員…に関する情報を提供」したものと考えられる。

また、前川文部科学審議官が、藤江課長又は室長級職員Bに対して吉川氏が辞めた後のことは嶋貫氏に頼んでほしいと伝え、嶋貫氏に文化学園に候補者の情報を提供させたことは、法第１０６条の２第１項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員…に関する情報を提供」したものと考えられる。

（３４）指摘を受けた「２１世紀大学経営協会事案」について

- NPO法人２１世紀大学経営協会によると、２１世紀大学経営協会が藤原誠官房長に文部科学省OBの推薦について相談した際、藤原官房長から、嶋貫氏のところへ相談に行くのがよいとの返答があった。
- 一方、藤原官房長は本件については覚えていない旨発言している。
- その後、２１世紀大学経営協会は、嶋貫氏と相談し、嶋貫氏は文部科学省OBの北見耕一氏を２１世紀大学経営協会に提示した。
- 室長級職員Bは、嶋貫氏から、北見氏を提示することについて、藤江課長に報告しておくよう依頼された。室長級職員Bは、平成２８年６月７日に、「人事課長と相談した結果、北見さんでよいのではないかとのことでした」とのメールを嶋貫氏に送信した。ただし、藤江課長は、室長級職員Bから報告を受けたが、相談はしていない旨発言している。
- 北見氏は結果として再就職しなかった。

以上を踏まえると、法に規定する再就職等規制に違反する行為は確認できなかった。

（３５）指摘を受けた「日本生命保険相互会社事案」について

- 日本生命保険相互会社顧問として在籍していた文部科学省ＯＢの工藤敏夫氏が退職することとなったため、同社は工藤氏に対して後任の推薦を依頼した。
- 嶋貫氏は、工藤氏から後任の相談を受け、文部科学省ＯＢの高橋誠氏が適任であると考えて本人に打診し、同社にも伝えようと考え、嶋貫氏から同社に連絡した。
- 一方、嶋貫氏自身が同業他社の顧問であったことから、同社は、ＯＢ人事は人事課に相談する話ではないと考えつつも、藤江課長から嶋貫氏に伝えられるのではないかと考え、嶋貫氏の関与に対する懸念を平成２８年１月に藤江課長に伝えた。
- 藤江課長は、嶋貫氏が高橋氏を候補者として考えている旨を把握し、室長級職員Ｂから取得した顔写真入り略歴と携帯電話番号を平成２８年２月に自ら同社へ提供した。
- 室長級職員Ｂは、藤江課長から高橋氏の略歴と連絡先の提供依頼を受けて提供したものの、何のために必要だったかについてはあまり考えていなかったと発言している。一方で、室長級職員Ｂは、高橋氏の略歴と連絡先を送信後、同社から高橋氏さんの携帯に電話が行っても、大丈夫な状況でしょうかという藤江課長からの問い合わせに対して、嶋貫氏に確認し、結果を藤江課長に報告するメールを送付していることから、藤江課長への略歴と連絡先の送付は再就職に関するものであったという認識を有していたと推測される。
- なお、結果として高橋氏は同社へ再就職した。

以上を踏まえると、藤江課長が、同社への再就職を意図して候補者を提示したことが及び、室長級職員Ｂが再就職に関するものであるという意図をもって、藤江課長に候補者に関する情報を提供したことは、法第１０６条の２第１項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

（３６）指摘を受けた「甲子園学園事案」について

- 学校法人甲子園学院は平成２８年度末をもって退職する同法人の甲子園大学の幹部の後任として、適任の人材を求めている。平成２８年９月７日、同法人関係者は前川喜平事務次官の文部科学省内の執務室を訪問し、上記の後任として、同大学の経営改善に力を発揮できる人材を、文部科学省の現職職員及び職員ＯＢに限らず広く紹介してほしい旨を依頼したところ、前川事務次官からは再就職規制等の関係で自分からは紹介できないとの回答を得た。
- その後、前川事務次官が室長級職員Ｂに対し、嶋貫氏を同法人関係者に紹介することを指示したことが推測され、同年９月１２日に室長級職員Ｂが嶋貫氏に送信したメール及び室長級職員Ｂの発言により、室長級職員Ｂが嶋貫氏の連絡先を同法人関係者に伝えたことが確認できた。同月１５日、文教フォーラム事務所において嶋貫氏と同法人関係者との面談が設定され、その際に嶋貫氏よ

り候補者（文部科学省OB）に関する情報が提供されたことが確認できた。最終的には、同法人における検討の結果、嶋貫氏から提示された者の再就職は行われなかったことが確認できた。

以上を踏まえると、前川事務次官及び室長級職員Bは職務上、嶋貫氏が人事課との密接な関係の下に再就職の調整を行っていたことを認識していたと考えられ、甲子園学院が求人依頼を行っていることを認識した上で、嶋貫氏の連絡先を同法人に提供したことは、法第106条の2第1項に規定される「当該地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

（37）指摘を受けた「人間環境大学事案」について

○ 平成28年11月2日、補佐級職員Xは嶋貫氏からの依頼により、独立行政法人に出向中の職員Yの略歴その他の情報を、文部科学省OBである人間環境大学Zに対し、メールで送信した。また、同月、補佐級職員Xは同大学との間で、メールにて職員Yの採用の可否を判断するための役員面接の日程調整を行った。

以上を踏まえると、補佐級職員Xが職員Yに関する情報を提供し、再就職に関する役員面接の日程調整をしたことは、法106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員…に関する情報を提供し」、「地位に就かせることを要求し、若しくは依頼」したものと考えられる。

Ⅳ. その他調査の進捗状況と今後の取組

本中間まとめは、組織的あっせん構造の更なる調査に加え、再就職等監視委員会の報告で指摘された職員の関与した３７件の個別事案について集中的に調査を行い、関係者へのヒアリング結果等を踏まえて事実関係を整理し、これまでに判明した事実等をまとめたものである。

このため、今後、引き続き徹底した調査を行い、中間まとめで記載したあっせん構造及び個別事案の内容について、新たな事実等が判明した際には、それを加味してその内容の追加・修正を行うこととしている。

現在、並行して、全職員への調査、退職者への調査を行っているところであり、今後その内容を精査して関係者にヒアリングを実施して行く予定である。

併せて、歴代人事課長をはじめ人事課職員に対するヒアリングを追加的に行うとともに、所管法人と求人情報等をやり取りする可能性が高い部署の職員に対しても個別にヒアリングを行うなど、再就職等監視委員会で指摘された事案にとどまらず、徹底した調査を行う予定である。

今後、引き続き調査をしていくこととされた個別事案はもとより、上述した調査や関係職員へのヒアリングの結果を踏まえつつ、引き続き、問題事案の調査を進め、再就職等問題の全容解明に向け、３月末を目途に最終報告をまとめていくこととする。

参考資料

1. 文部科学省再就職等問題調査班 名簿
2. これまでの調査の経緯について
3. ヒアリング対象者一覧
4. 文部科学省在職関係一覧
5. 再就職支援業務について

(参考資料 1)

文部科学省再就職等問題調査班 名簿

平成 29 年 2 月 21 日現在

特別班員（有識者）	水地 啓子	弁護士
	山田 秀雄	弁護士
	杉山 忠昭	花王株式会社執行役員
	原田 久	立教大学副総長
班長	中川 健朗	サイバーセキュリティ・政策評価審議官
副班長	白間 竜一郎	大臣官房審議官
	湊屋 治夫	大臣官房付
	串田 俊巳	総務課長
調査班員（有識者）	石橋 京士	弁護士
	今井 靖博	弁護士
	厚井 久弥	弁護士
	高橋 和弘	弁護士
	西浦 善彦	弁護士
	西中山 竜太郎	弁護士
	番 敦子	弁護士
	堀岡 咲子	弁護士
	八尾 光善	弁護士
	山越 真人	弁護士
	吉田 繁實	弁護士
	(※ 2 月 13 日に調査班員 1 名辞職)	

調査班員 21名

合計 40名

これまでの調査の経緯について

- | | |
|-------|---|
| 1月23日 | 文部科学大臣直轄の再就職等問題調査班発足 |
| 2月 3日 | 特別班員（有識者）が調査班に参画
再就職等問題調査班特別班員（有識者）会議（第1回）
調査方針等について議論 |
| 2月 4日 | 前川前文部科学事務次官，歴代人事課長等，嶋貫氏，
文教協会にヒアリング |
| 2月 5日 | 再就職等問題調査班特別班員（有識者）会議（第2回）
事実等の整理素案について議論

再就職等問題調査班特別班員（有識者）会議（第3回）
事実等の整理案について議論 |
| 2月 6日 | 事実等の整理とりまとめ，公表 |
| 2月10日 | 再就職等問題調査班の体制強化

関係者ヒアリング（1件） |
| 2月11日 | 関係者ヒアリング（2件） |
| 2月13日 | 関係者ヒアリング（16件） |
| 2月14日 | 関係者ヒアリング（20件） |

2月15日	関係者ヒアリング（37件）
2月16日	関係者ヒアリング（14件）
2月17日	再就職等問題調査班（有識者）会議（第4回） 調査状況等について議論
2月19日	再就職等問題調査班（有識者）会議（第5回） 中間まとめについて議論
2月21日	中間まとめ，公表

ヒアリング等を実施した者一覧
＜実施した者及び組織・団体の総計＞
65名・25団体

【文部科学省OB 33名】(五十音順)

雨宮 忠	氏	元学術国際局長
伊勢呂 祐史	氏	元国立教育政策研究所長
磯田 文雄	氏	元高等教育局長
伊藤 勲	氏	元東京医科歯科大学理事
井上 孝美	氏	元文部事務次官
遠藤 昭雄	氏	元国立教育政策研究所長
金森 越哉	氏	元文部科学審議官
工藤 敏夫	氏	元大学評価・学位授与機構理事
工藤 智規	氏	元文部科学審議官
小池 啓三郎	氏	元名古屋大学事務局長
國分 正明	氏	元文部事務次官
嶋貫 和男	氏	元北海道大学理事・事務局長
清水 潔	氏	元文部科学事務次官
霜鳥 秋則	氏	元小山工業高等専門学校長
舌津 一良	氏	元大臣官房文教施設企画部長
銭谷 眞美	氏	元文部科学事務次官
竹下 典行	氏	元名古屋大学理事
玉井 日出夫	氏	元文化庁長官
徳永 保	氏	元国立教育政策研究所長
豊田 三郎	氏	元名古屋大学理事
福島 健郎	氏	元大学評価・学位授与機構理事
前川 喜平	氏	元文部科学事務次官
山中 伸一	氏	元文部科学事務次官
吉川 晃	氏	元筑波大学理事

他9名

【現職職員 32名】(同上)

浅田 和伸	氏	大臣官房審議官(元高等教育企画課長)
有松 育子	氏	生涯学習政策局長
小松 親次郎	氏	文部科学審議官(元人事課長)

関 靖直	氏	研究振興局長（元人事課長）
谷合 俊一	氏	日本学生支援機構政策企画部長（元社会教育課長）
常盤 豊	氏	高等教育局長（元人事課長）
戸松 幹孝	氏	大臣官房付（元高等教育局私学部参事官）
豊岡 宏規	氏	大臣官房付（元人事課長）
中岡 司	氏	文化庁次長（元人事課長）
西井 知紀	氏	社会教育課長
伯井 美德	氏	大学入試センター理事（元人事課長）
藤江 陽子	氏	大臣官房審議官（元人事課長）
藤原 章夫	氏	大臣官房付（元人事課長）
藤原 誠	氏	初等中等教育局長
横山 正樹	氏	岐阜大学理事・副学長
義本 博司	氏	総括審議官（元大臣官房審議官）

他 16 名

【事案についてヒアリングを実施した組織・団体】

25 団体

文 部 科 学 省 在 職 関 係 一 覧

時期	文科大臣	事務次官	文部科学審議官	文部科学審議官	官房長	人事課長	調査官	任用計画官
19.7.6	伊吹文明 (18.9.26～19.9.26)	結城章夫 (17.1.11～19.7.6)	田中壮一郎 (19.1.15～19.7.6)	林幸秀 (18.1.13～20.7.11)	玉井日出夫 (17.1.11～19.7.6)	久保公人 (19.1.15～19.7.5)	① (18.5.1～20.7.10)	⑤ (19.4.1～22.7.31)
		銭谷眞美 (19.7.6～21.7.14)	玉井日出夫 (19.7.6～21.7.14)		坂田東一 (19.7.6～20.7.11)	小松親次郎 (19.7.6～21.7.13)		
	渡海紀三朗 (19.9.26～20.8.2)							
20.7.11								
	鈴木恒夫 (20.8.2～20.9.24)			坂田東一 (20.7.11～21.7.14)	森口泰孝 (20.7.11～21.7.14)		② (20.7.11～23.8.31)	
21.7.14	塩谷立 (20.9.24～21.9.16)	坂田東一 (21.7.14～22.7.30)	清水潔 (21.7.14～22.7.30)	森口泰孝 (21.7.14～24.1.6)	山中伸一 (21.7.14～22.7.30)	常盤豊 (21.7.14～22.7.29)		
	川端 達夫 (21.9.16～22.9.17)							
22.7.30								
22.8.1	高木 義明 (22.9.17～23.9.2)	清水潔 (22.7.30～24.1.6)	金森越哉 (22.7.30～24.1.6)		土屋定之 (22.7.30～24.1.6)	関靖直 (22.7.30～24.1.5)		⑥ (22.8.1～25.3.31)
23.9.1								
	中川 正春 (23.9.2～24.1.13)						③ (23.9.1～27.8.3)	
24.1.6								
	平野 博文 (24.1.13～24.10.1)	森口泰孝 (24.1.6～25.7.8)	山中伸一 (24.1.6～25.7.8)	藤木完治 (24.1.6～26.1.17)	前川喜平 (24.1.6～25.7.8)	中岡司 (24.1.6～25.7.7)		
	田中眞紀子 (24.10.1～24.12.26)							
25.4.1	下村博文 (24.12.26～27.10.7)							⑦ (25.4.1～27.3.31)
25.7.8		山中伸一 (25.7.8～27.8.4)	板東久美子 (25.7.8～26.7.25)		戸谷一夫 (25.7.8～27.8.4)	伯井美徳 (25.7.8～26.7.24)		
26.1.17				土屋定之 (26.1.17～27.8.4)				
26.7.25			前川喜平 (26.7.25～28.6.21)			藤原章夫 (26.7.25～27.8.3)		
27.4.1								⑧ (27.4.1～28.3.31)
27.8.4		土屋定之 (27.8.4～28.6.21)		戸谷一夫 (27.8.4～)	藤原誠 (27.8.4～28.6.21)	藤江陽子 (27.8.4～28.6.20)	④ (27.8.4～)	
28.4.1	馳浩 (27.10.7～28.8.3)							⑨ (28.4.1～)
28.6.21	松野博一 (28.8.3～)	前川喜平 (28.6.21～)	小松親次郎 (28.6.21～)		佐野太 (28.6.21～)	豊岡宏規 (28.6.21～)		

25.9.11

再就職支援業務について

国大協サービスの見解

国大協サービスが、大学職員以外の再就職支援業務に関わるのは教職員生涯福祉財団と同様に距離感がある。大学職員の再就職についても、収益が必要な有限会社であるからボランティアベースでの再就職支援業務の受入れは困難。



文部科学省の方向性

嶋貢氏が週2日程度の保険会社顧問に就任し、残りの3日間で再就職支援業務をボランティアベースで行う。一定の資金が必要になることから、NPOを作り、出版事業等を展開し、秘書給与及び執務室賃料等については、教職員生涯福祉財団等に負担していただけないか。



教職員生涯福祉財団の見解

嶋貢氏は国大協サービスが受け入れてくれると思っていた、財団が借りている執務室も6月までの契約を9月末まで延長した。これ以上の延長は難しい。

嶋貢氏が週2日程度の保険会社顧問に就任し、NPOを作り再就職支援業務を行うという案は良い方法かもしれない。保険会社に再就職するには、ある程度時間を要することは理解する。

再就職支援業務が財団から切り離されるのであれば、表向きの事業をやっていただき、秘書給与（現状 400万程度）や執務室賃料（現状 月10万程度）を文教協会を経由して業務委託費という形で支援できる。

再就職ポストを用意して年内には決めて欲しい。

9月13日に國分理事長から井上前放送大学教育振興会会長に相談する。

（清水教職員生涯福祉財団顧問弁護士も同席）



井上前放送大学教育振興会会長に提案する対応案

- ・再就職支援業務については、できるだけ早く（年内を目処）に個人のNPO事業として実施する方向で調整（執務室は虎ノ門近辺）。主たる事業については、早急に検討（出版事業や講演・研修会等の企画立案等）。
- ・嶋貫氏には1月に週1日程度の保険会社顧問に就任していただき、残りの4日間で再就職支援業務をボランティアベースで行う。

【保険会社顧問ポスト案】

- ・工藤智規(67)（第一生命保険顧問 週1日 1,000万）
→ 工藤氏は若葉共済会会長（1,000万）への話がある
公立共済枠なので玉井理事長に要相談
- ・遠藤昭雄(67)（明治安田生命顧問 月2日 1,000万）
→ 遠藤氏の再就職先が必要
- ・秘書給与（年額400万）、執務室及び本省局長級OB用サロン（併せて月額30万）の運営母体

（案1） 教職員生涯福祉財団が文教協会（国大協サービス）に出版事業等の業務委託を行い、嶋貫氏に再委託する。

嶋貫氏は主たる事業の他にサロン運営も併せて行っていていただき、文教協会が秘書給与、サロン及び執務室賃料を負担。

（案2） 教職員生涯福祉財団が文教協会（国大協サービス）に出版事業等の業務委託を行い、嶋貫氏には、主たる事業の他にサロン運営も併せて行っていていただき、文教協会が秘書給与、サロン賃料を負担する。なお、執務室賃料は嶋貫氏が負担。

	運 営 母 体	
	（案1）	（案2）
秘書給与	文教協会（国大協サービス）	文教協会（国大協サービス）
サロン賃料	文教協会（国大協サービス）	文教協会（国大協サービス）
執務室賃料	文教協会（国大協サービス）	NPO

※内閣府（NPOの制度担当部局）にNPOが公益法人から業務委託を受けることは可能か確認した結果、法律上は問題なく、可能である。なお、NPOが行政から業務委託を受けた例は多数あるが、NPOが公益法人から業務委託を受けた例は把握していない、とのことであった。